

「医療分野等における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」（案）  
について

日本看護協会 福井トシ子

### 要望

「平成 22 年医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインの一部改正について」が発出され、個人情報取得が整理された経緯がある。この間、個人情報の共有について、どのような不利益があったか等、整理した上で法制の適用のあり方を検討すべきではないか。

- 医療機関、介護施設等に従事する多職種から個人情報の範囲、情報の共有についてヒアリングをするなどして、医療等における個人情報の取り扱いについて検討していただきたい。
- 医療の機能分化と連携促進に係る医療職が扱う医療情報の範囲について、明確にしていきたい。

以下、報告書案に対する修正点を挙げる。

#### ■ I. 医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方について

- (3) 医療情報の特性を踏まえた情報連携基盤の必要性  
介護も視野に入れた検討会であるため、「医療分野における情報連携」の「範囲」を示す必要があるのではないか  
「医療情報等分野」と記述されているが、「等」は、どこまで含まれているか示したほうがよいのではないか
- (4) ③情報を取り扱う「者」を明確にすべきではないか

#### ■ II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について

##### 2 (1) 基本的な考え方

期待される効果の例 (p12) は、国民からみると、「保健・医療・福祉サービスを効率よく受けることができる」ということになるのではないか。期待される効果の例は、医療の受益者の立場で記述すべきではないか。

##### ■P12 ③医療政策等の推進について

出産を扱う施設の減少や里帰り出産から、居住地域以外での出産が増え、地域ごとの妊婦数やそれに合わせた出産施設の適正数等の把握が困難となっている。また、乳幼児の健康管理を充実させるためには、母子健康手帳へ記載される情報からさらに充実した情報管理が求められる。このような現状から、医療等 DB にて周産期情報を管理し、出産およびその後の母子の健康管理について活用することは、期待される効果の例ではないか。

##### ■P13 (2) 情報の取得・活用における目的明示・本人同意のあり方について

医療の機能分化と連携促進が加速されている中で、そのつなぎ目を担う看護職および多職種による、情報の取得・活用が行われているが、業務負荷とならないような情報化基盤整備について記述すべきではないか。

切れ目のない一連の医療サービスを提供する中で、医療機関の退院調整看護師や訪問看護ステーションの看護師など、看護職が施設間のつなぎ役として情報の収集及び情報提供を行っている。情報の管理責任者等の考え方（p13 5段落 6行目）について、具体的に検討し、つなぎ役の看護職や他職種の業務負担にならないようにすることをあり方とする、と明記すべきではないか。

また、チーム医療の観点から、ソーシャルワーカーや栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの職種間、組織間での診療連携のつなぎ目となるスタッフについても同様である。

患者情報を共有する仕組みについて、いつ・どこで・だれが・何を・どのように・どのような情報を活用できるのか、患者は、どの段階で同意を行うのか提示すべきではないか。

研究であるのか、医療連携であるのか、医療サービスを受けるためのものなのか等、患者同意について、患者側からみてわかるように同意のあり方を整理すべきではないか。

#### ■P17 3. 法制の適用のあり方について

##### （1）医療等における個人情報の範囲について

医療機関、介護施設等に従事する多職種から個人情報の範囲、情報の共有についてヒアリングをおこなうなどをして、医療等における個人情報の範囲明確にしておくべきではないか。

#### ■P19 （5）医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール

法律的な観点も含め、医療情報の利活用の利便性と患者のプライバシー保護に対する利益の調和について慎重に検討すべきではないか。

##### P19 ②関係機関間の情報の利活用の促進について

統一的なルールを策定しつつも、医療従事者のアクセス制限について、職種や場面ごとに明確にすべきではないか。

### ■Ⅲ. 安全で効率的な情報利活用を可能とする情報化基盤の整備について

情報基盤の整備に当たり、ITを活用した診療情報連携について、先行事例等を参考にすべきではないか。

#### ○参考例

道南 Mediika メディカ

（特定非営利活動法人道南地域医療連携協議会）URL：<http://www.mykarte.org/medIka/index.htm>

インターネットで患者の投薬歴や検査データ、手術記録、画像データなどを複数の医療機関が共有し、検査の重複をなくすなど患者の負担軽減を目指し、患者情報の共有、医療の質の向上を図る。

参加施設間を結ぶインターネット回線で診療情報を共有し複数の医療機関にまたがる患者に迅速、的確な処置が可能にし、地域医療連携システムを利用することにより複数医療施設間の医療連携を緊密に行うことを目的としている。

#### ○参考例

日本看護協会では、訪問看護分野、介護分野における関係者から、同意取得やその個人情報管理などにおける問題、課題を現在ヒアリング中。

例)・訪問看護利用契約者のご家族から、訪問看護ステーションに情報提供依頼があった場合に、対応に戸惑いがある。

・契約書に押印のない家族からの問い合わせをどう扱えばよいのか。

- ・利用者が死亡された後の情報の扱いはどうすべきなのか。
- ・ケアマネジャーから訪問指示書の閲覧、コピーの提出を求められた場合に、どのような状況であれば、応じてよいのか。
- ・後見人による個人情報管理や、情報提供は信頼関係のもとで行っているが不安がある。
- ・認知症、独居高齢者の増加に伴い、後見人による高齢者の個人情報管理を行うケースへの対応について益々難しくなる。
- ・同意取得がどの範囲まで行われているのかわからなくなる。 など。

以上